

# 令和4年度 豊田市水防計画

新旧対照表



頁	現行（令和4年2月修正）	改正案	改正理由
	<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>	
	<b>第2節 用語の定義</b>	<b>第2節 用語の定義</b>	
1 8  2       3	<p>(略)</p> <p>8 量水標等および量水標管理者（法第2条第7項、法第12条）</p> <p>(略)</p> <p>※水位周知河川</p> <p>国土交通大臣又は知事が、洪水予報指定河川以外の河川で、国土交通大臣又は知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な被害を生じるおそれがあるものとして指定した河川をいい、本市域内では籠川、逢妻女川が該当する。</p> <p>(追加)</p> <p>※水位周知下水道（法第13条の2）</p> <p>(略)</p> <p>洪水浸水想定区域（法第14条第1項（追加））</p> <p>国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川、水位周知河川について、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして指定する区域。</p> <p>(略)</p> <p>雨水出水浸水想定区域（法第14条の2第1項（追加））</p> <p>知事又は市町村長が、水位周知下水道について、雨水を排除できなくなった場合又は（追加）河川等に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定されるとして指定する区域。</p>	<p>(略)</p> <p>8 量水標等及び量水標管理者（法第2条第7項、法第12条）</p> <p>(略)</p> <p>※水位周知河川</p> <p>国土交通大臣又は知事が、洪水予報指定河川以外の河川で、国土交通大臣又は知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な被害を生じるおそれがあるものとして指定した河川をいい、本市域内では籠川、逢妻女川が該当する。</p> <p>※洪水特別警戒水位</p> <p>法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。</p> <p>※水位周知下水道（法第13条の2）</p> <p>(略)</p> <p>洪水浸水想定区域（法第14条第1項・第2項）</p> <p>国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川、水位周知河川その他の河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして指定する区域。</p> <p>(略)</p> <p>雨水出水浸水想定区域（法第14条の2第1項・第2項）</p> <p>知事又は市町村長が、水位周知下水道その他の排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川等に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定されるとして指定する区域。</p>	<p>表記の整理</p> <p>法改正に伴う変更</p>

第1章 総則		第1章 総則	
第3節 水防の責任等		第3節 水防の責任等	
3	<p>(略)</p> <p>(4) 通信連絡系統の確立 (追加)</p> <p>(略)</p> <p>(7) 洪水浸水想定区域(近接する区域を含む)で輪中堤防等の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる(追加)</p> <p>(略)</p> <p>(17) 危険が切迫しているときに必要な区域の居住者(追加)に対して立退きの指示することができる。その場合警察に通知すること(追加)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(4) 通信連絡系統の確立(法第27条、法第2条第6項)</p> <p>(略)</p> <p>(7) 洪水浸水想定区域(近接する区域を含む)で輪中堤防等の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定すること(削除)(法第15条の6)</p> <p>(略)</p> <p>(17) 危険が切迫しているときに必要と認める区域の居住者等に対して立退きの指示すること及びその場合当該区域を管轄する警察署長に通知すること(法第33条第1項・第3項、法第49条第1項)</p> <p>(略)</p>	表記 の 整理
4	<p><b>3 市長の責務</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について(追加)過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知させなければならないこと(法第15条の11)</p> <p>(略)</p>	<p><b>3 市長の責務</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知すること(法第15条の11)</p> <p>(略)</p>	
4	<p><b>5 豊田市地域防災計画に定められた浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責任</b></p> <p>(1) 地下街等の利用者の洪水時の避難及び浸水の防止を図るために必要な訓練等に関する計画を作成すること。(法第15条の2、法第15条の3第3項)</p> <p>(略)</p>	<p><b>5 豊田市地域防災計画に定められた浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責任</b></p> <p>(1) 地下街等の利用者の洪水時等の避難の確保及び浸水の防止を図るために必要な訓練等に関する計画を作成すること。(法第15条の2(削除))</p> <p>(略)</p>	

5	<p><b>6 量水標管理者の責任</b></p> <p>(1) 洪水のおそれがあることを自ら知り、<b>または</b>通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が知事の定める水防団待機水位（通報水位）<b>(追加)</b> を超えるときに、その水位の状況に関係者に通報すること。<b>(追加)</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>6 量水標管理者の責任</b></p> <p>(1) 洪水のおそれがあることを自ら知り、<b>又は</b>通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が知事の定める水防団待機水位（通報水位）<b>※</b>を超えると、その水位の状況に関係者に通報すること。<b>(法第12条第1項)</b></p> <p>(略)</p>																													
第5章 重要水防箇所等		第5章 重要水防箇所等																													
第1節 重要水防箇所		第1節 重要水防箇所																													
13	<p>(略)</p> <p>1 認定基準</p> <p>(1) 国管理区間</p> <table border="1" data-bbox="197 643 1142 1465"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">重要度</th> <th rowspan="2">要注意区間</th> </tr> <tr> <th>A水防上最も重要な区間</th> <th>B 水防上重要な区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>堤防漏水</td> <td>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、<b>法勾配</b>等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</td> <td>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	重要度		要注意区間	A水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	(略)				堤防漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、 <b>法勾配</b> 等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤		<p>(略)</p> <p>1 認定基準</p> <p>(1) 国管理区間</p> <table border="1" data-bbox="1160 643 2040 1465"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">重要度</th> <th rowspan="2">要注意区間</th> </tr> <tr> <th>A水防上最も重要な区間</th> <th>B 水防上重要な区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>堤防漏水</td> <td>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、<b>法勾配</b>等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</td> <td>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	重要度		要注意区間	A水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	(略)				堤防漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、 <b>法勾配</b> 等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤		表記の整理
種別	重要度		要注意区間																												
	A水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間																													
(略)																															
堤防漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、 <b>法勾配</b> 等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤																													
種別	重要度		要注意区間																												
	A水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間																													
(略)																															
堤防漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、 <b>法勾配</b> 等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤																													

<p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所</p>	<p>体の土質、<b>法勾配</b>等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>			<p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所</p>	<p>体の土質、<b>法勾配</b>等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>			
(略)				(略)				

**第5章 重要水防箇所等**

**第1節 重要水防箇所**

2 1 2 河川

(1)国土交通省管理区間

番号	河川名	種別	左右岸の区分	位置	地先名	延長(m)	重要度	摘要(水防工法)
1	矢作川	堤防断面	左	34.0K~34.4K	豊田市渡合町~豊田市室町	370	A	断面不足 天端不足 (築き直し工)
2	矢作川	堤防高	左	33.8K~34.4K	豊田市渡合町~豊田市室町	580	A	暫定堤防 (積土のう工)
3	矢作川	堤防高	左	34.8K~35.2K	豊田市室町	400	A	河積不足 (積土のう工)
4	矢作川	堤防高	左	35.6K~37.0K	豊田市室町~豊田市宮前町	1370	A	暫定堤防 (積土のう工)
5	矢作川	堤防高	左	37.2K~41.6K	豊田市野見山町~豊田市川田町	4,350	A	河積不足 (積土のう工)
6	矢作川	堤防断面	右	31.8K~32.0K	豊田市渡刈町	260	A	断面不足 天端不足 (築き直し工)
7	矢作川	堤防高	右	35.0K~35.4K	豊田市水源町~豊田市平和町	330	A	河積不足 (積土のう工)

2 河川

(1)国土交通省管理区間

番号	河川名	種別	左右岸の区分	位置	地先名	延長(m)	重要度	摘要(水防工法)
1	矢作川	越水	左	33.8K~34.6K	豊田市渡合町~豊田市室町	800	A	暫定堤防(積土のう工)
2	矢作川	越水	左	34.8K-100m~34.8k+100m	豊田市室町	200	A	河積不足 (積土のう工)
3	矢作川	越水	左	35.2K-100m~35.2k+100m	豊田市室町~豊田市宮前町	200	A	暫定堤防 (積土のう工)
4	矢作川	越水	左	35.6k~36.8k+100m	豊田市室町~豊田市宮前町	1,230	A	暫定堤防 (積土のう工)
5	矢作川	越水	左	37.2K~37.6K	豊田市野見山町~豊田市野見町	440	A	河積不足 (積土のう工)

重要水防箇所表の更新

8	矢作川	堤防高	右	35.6K~ 37.0K	豊田市平和町~ 豊田市秋葉町	1420	A	河積不足 (積土のう工)
9	矢作川	堤防高	右	37.2K~ 41.8K	豊田市秋葉町~ 豊田市落合町	4,830	A	河積不足 (積土のう工)
10	矢作川	漏水	右	38.0K+50m~ 38.2K	豊田市竜宮町	180	A	旧川・破堤跡以外の履 歴有の未施工
11	矢作川	堤防高	左	33.6K~ 33.8K	豊田市渡合町	220	B	暫定堤防 (積土のう工)
12	矢作川	堤防断面	左	40.4K~ 40.8K	豊田市千石町~ 豊田市寺部町	400	B	断面不足 天端不足 (築き直し工)
13	矢作川	堤防断面	左	41.0K~ 41.2K	豊田市川田町	140	B	断面不足 天端不足 (築き直し工)
14	矢作川	堤防高	右	27.8K~ 28.4K	豊田市畝部東町	540	B	暫定堤防 (積土のう工)
15	矢作川	堤防断面	右	28.8K~ 29.4K	豊田市畝部東町	480	B	断面不足 (築き直し工)
16	矢作川	堤防断面	右	30.2K~ 30.4K+72m	豊田市畝部東町	260	B	断面不足 (築き直し工)
17	矢作川	水衝洗掘	右	30.4K+130m~ 30.6K+50m	豊田市畝部東町	120	B	洗掘の未施工 (捨て石工)
18	矢作川	漏水	右	30.8K+180m~ 31.0K+20m	豊田市配津町	40	B	旧川・破堤跡 履歴有の暫定施工 (月の輪工)
19	矢作川	堤防高	右	31.2K~ 31.8K	豊田市幸町~ 豊田市渡刈町	800	B	暫定堤防 (築き直し工)
20	矢作川	漏水	右	31.2K+100m~ 31.4K+110m	豊田市幸町	30	B	旧川・破堤跡 履歴有の暫定施工 (月の輪工)
21	矢作川	漏水	右	31.4K+10m~ 31.4K+60m	豊田市幸町	50	B	旧川・破堤跡 履歴有の暫定施工 (月の輪工)
22	矢作川	堤防高	右	31.8K~ 32.0K	豊田市幸町~ 豊田市渡刈町	260	B	暫定堤防 (築き直し工)
23	矢作川	堤防断面	右	27.8K~ 28.4K	豊田市畝部東町	540	B	断面不足 (築き直し工)
24	矢作川	堤防断面	右	29.8K~ 30.0K	豊田市畝部東町	240	B	断面不足 (築き直し工)
25	矢作川	堤防断面	右	32.2K~ 32.4K	豊田市渡刈町	180	B	断面不足 天端不足 (築き直し工)

6	矢作川	越水	左	37.8K~ 39.2K+100m	豊田市野見山町~ 豊田市森町	1,450	A	河積不足 (積土のう工)
7	矢作川	越水	左	39.6K-100~ 39.6K+100	豊田市千石町	200	A	河積不足 (積土のう工)
8	矢作川	越水	左	40.0K~ 41.4K+100m	豊田市千石町~ 豊田市川田町	1,390	A	河積不足 (積土のう工) 工: 41.6 k - 100~41.6 k +100)
8	矢作川	越水	右	34.4K-100m~ 19.0K+100m	豊田市今町	200	A	暫定堤防 (積土のう工)
9	矢作川	越水	右	34.8K~ 35.4K	豊田市水源町~ 豊田市平和町	550	A	河積不足 (積土のう工)
10	矢作川	越水	右	35.6K~ 36.8K	豊田市平和町~ 豊田市秋葉町	1,210	A	河積不足 (積土のう工)
11	矢作川	越水	右	37.6K~ 39.4K	豊田市竜宮町~ 白浜町	1,930	A	河積不足 (積土のう工)
12	矢作川	基礎地盤漏水	右	39.4K-100m~ 19.0K+100m	豊田市白浜町	200	A	H12被災履歴 有の暫定施 工、パイピ ング破壊に 対する安全 性
13	矢作川	越水	右	39.6K-100m~ 19.0K+100m	豊田市白浜町	200	A	河積不足 (積土のう工)
14	矢作川	越水	右	40.0K~ 40.4K	豊田市中島町 ~豊田市中島町	450	A	暫定堤防 (積土のう工)
15	矢作川	越水	右	40.6K~ 41.4K	豊田市中島町 ~豊田市落合町	640	A	暫定堤防 (積土のう工)
16	矢作川	越水	右	41.6K-100m~ 41.6 k +100m	豊田市落合町	200	A	河積不足 (積土のう工)
17	矢作川	越水	左	33.6K~ 33.8K	豊田市度合町	210	B	暫定堤防(積 土のう工)

26	矢作川	堤防断面	右	33.0K~ 33.6K	豊田市渡刈町~ 豊田市河合町	600	B	断面不足 天端不足 (築き直し工)
27	矢作川	堤防断面	右	34.0K~ 34.6K	豊田市今町~ 豊田市水源町	620	B	断面不足 (築き直し工)
28	矢作川	堤防高	右	34.0K~ 34.6K	豊田市今町~ 豊田市水源町	620	B	暫定堤防 流下能力不足 (積土のう工)
29	矢作川	堤防断面	右	35.0K~ 35.4K	豊田市水源町~ 豊田市平和町	330	B	断面不足 天端不足 (築き直し工)
30	矢作川	堤防断面	右	41.4K~ 41.6K	豊田市落合町	250	B	断面不足 (築き直し工)
31	矢作川	工作物	右	38.4K+60m	豊田市長興寺	1箇所	A	浸透路長B (中部ポンプ場吐出び管)
32	矢作川	工作物	左右	40.4K+60m	豊田市千石町	1箇所	A	桁下不足 架け替え予定 (高橋)
33	矢作川	新川	左	38.2K+20m	豊田市野見町	10	要	堤防開口部
34	矢作川	工作物	左右	35.2K+206m	豊田市室町	1箇所	A	河道の流下能力不足 (山室橋)
35	矢作川	工作物	左右	37.2K+71m	豊田市野見山町	1箇所	A	河道の流下能力不足 (鶴の首橋)
36	矢作川	工作物	左右	37.4K+185m	豊田市野見町	1箇所	A	河道の流下能力不足 (竜宮橋)
37	矢作川	工作物	左右	39.4K+35m	豊田市森町	1箇所	A	河道の流下能力不足 (久澄橋)
38	矢作川	工作物	左右	39.8K+42m	豊田市千石町	1箇所	A	河道の流下能力不足 (豊田大橋)
39	矢作川	工作物	左右	34.60K+31m	豊田市室町	1箇所	B	河道の流下能力不足 (水源橋)

18	矢作川	越水	左	35.0K-100m~ 35.0K+100m	豊田市室町	200	B	河積不足 (積土のう工)
19	矢作川	越水	左	37.0K-100m~ 37.0K+100m	豊田市宮前町	200	B	河積不足 (積土のう工)
20	矢作川	堤体漏水	左	37.4k-100m~ 37.4k+100m	豊田市野見町	200	B	堤防脆弱性
21	矢作川	基礎地盤漏水	左	37.4K~ 37.6K	豊田市野見町	190	B	パイピング破壊に対する安全性
22	矢作川	堤体漏水	左	38.4K~ 38.8K	豊田市野見町~ 豊田市御立町	410	B	H12被災履歴有の暫定施工
23	矢作川	基礎地盤漏水	左	38.4K~ 39.0K	豊田市野見町~ 豊田市御立町	590	B	パイピング破壊に対する安全性
24	矢作川	越水	左	39.4K-100m~ 39.4K+100m	豊田市森町	200	B	河積不足 (積土のう工)
25	矢作川	越水	左	39.8K-100m~ 39.8k+100m	豊田市千石町	200	B	河積不足 (積土のう工)
26	矢作川	堤体漏水	左	40.6K-100m~ 40.6K+100m	豊田市寺部町	200	B	堤防脆弱性
27	矢作川	基礎地盤漏水	左	40.6K~ 40.8K	豊田市寺部町	200	B	パイピング破壊に対する安全性
28	矢作川	越水	左	41.4K~ 41.6K+100m	豊田市川田町	290	B	河積不足 (積土のう工)
29	矢作川	越水	右	27.8K~ 28.4K	豊田市畝部東町	550	B	暫定堤防(積土のう工)
30	矢作川	堤体漏水	右	27.2K~ 31.8K	豊田市畝部東町~ 渡刈町	4,520	B	堤体脆弱性、 すべり破壊に対する安全性
31	矢作川	越水	右	28.6K~ 29.4k	豊田市畝部東町	630	B	暫定堤防、 河積不足 (積土のう工)
32	矢作川	基礎地盤漏水	右	28.8k-100m 28.8K+100m	豊田市畝部東町	200	B	S34被災履歴有の暫定施工

33	矢作川	越水	右	30.2K～ 30.8k	豊田市畝部東町～ 配津町	590	B	暫定堤防、 河積不足 (積土のう 工)
34	矢作川	水衛 洗堀	右	30.4K+130m～ 30.6k+50m	豊田市畝部東町	110	B	洗堀の未施工 (捨て石工)
35	矢作川	基礎 地盤 漏水	右	30.6K-100m～ 30.6k+100m	豊田市畝部東町	200	B	S34被災履歴 有の暫定施工
36	矢作川	基礎 地盤 漏水	右	30.8K+180m～ 31.0k+20m	豊田市配津町	40	B	S34被災履歴 有の暫定施工
37	矢作川	越水	右	31.2K～ 32.6k	豊田市幸町～ 豊田市渡刈町	1,570	B	暫定堤防(築 き直し工)
38	矢作川	基礎 地盤 漏水	右	31.2k+100m～ 31.4k-110m	豊田市幸町	30	B	S34被災履歴 有の暫定施工
39	矢作川	基礎 地盤 漏水	右	31.4K10m～ 31.4k+60m	豊田市幸町	50	B	旧川・破堤跡 履歴有の暫定 施工(月の輪 工)
40	矢作川	堤体 漏水	右	32.2K-100m～ 32.2k+100m	豊田市渡刈町	200	B	堤防脆弱性
41	矢作川	越水	右	33.2K-100m～ 33.2k+100m	豊田市渡刈町	200	B	暫定堤防、 河積不足 (積土のう 工)
42	矢作川	堤体 漏水	右	33.6K-100m～ 33.6k+100m	豊田市河合町	200	B	堤防脆弱性
43	矢作川	堤体 漏水	右	34.0K-100m～ 34.0k+100m	豊田市今町	200	B	堤防脆弱性
44	矢作川	越水	右	33.8k～ 34.2k	豊田市今町	410	B	暫定堤防(積 土のう工)
45	矢作川	越水	右	34.6K-100m～ 34.6k+100m	豊田市水源町	200	B	暫定堤防、河 積不足(積土 のう工)
46	矢作川	基礎 地盤 漏水	右	38.0k+50m～ 38.8k+100m	豊田市竜宮町～ 豊田市長興寺町	860	B	S34被災履歴 有の暫定施工
47	矢作川	堤体 漏水	右	38.6K～41.4k	豊田市長興寺町～ 豊田市落合町	3,040	B	堤防脆弱性、 すべり破壊に 対する安全性

48	矢作川	越水	右	39.4K~ 39.4k	豊田市白浜町	220	B	暫定堤防、河積不足（積土のう工）
49	矢作川	基礎地盤漏水	右	39.6K~41.4k	豊田市白浜町~ 豊田市落合町	1,720	B	パイピング破壊に対する安全性
50	矢作川	越水	右	39.8k~40.0k	豊田市白浜町	200	B	暫定堤防、河積不足（積土のう工）
51	矢作川	越水	右	40.4K~ 40.6k	豊田市白浜町	200	B	暫定堤防、河積不足（積土のう工）
52	矢作川	越水	右	41.4k~ 41.6k	豊田市落合町	220	B	暫定堤防、河積不足（積土のう工）
53	矢作川	工作物	左	35.2K+265m	豊田市室町	1箇所	A	河道の流下能力不足（山室橋）
54	矢作川	工作物	左右	37.4K+191m	豊田市野見町	1箇所	A	河道の流下能力不足（竜宮橋）
55	矢作川	工作物	右	38.4K+60m	豊田市長興寺町	1箇所	A	浸透略長B（中部ポンプ場吐出び管）
56	矢作川	工作物	左右	39.4K+15m	豊田市森町	1箇所	A	河道の流加能力不足（久澄橋）
57	矢作川	工作物	左	35.2K+265m	豊田市室町	1箇所	A	河道の流加能力不足（山室橋）
58	矢作川	工作物	左右	39.8K+15m	豊田市千石町	1箇所	A	河道の流加能力不足（豊田大橋）
59	矢作川	工作物	左右	40.4K+63m	豊田市千石町	1箇所	A	桁下不足架け替え予定（高橋）（1期線竣工 2期線未舗装）
60	矢作川	工作物	左右	31.6K+70m	豊田市幸町	1箇所	B	河道の流下能力不足（葵大橋）

## (2) 愛知県管理区間

番号	水系名	河川名	位置	左右岸別	地名	延長(m)	重要度	理由
1	矢作川	矢作川	41.7K~44.4K	左	豊田市川田町~扶桑町	2,700	A	堤防高不足
2	矢作川	矢作川	41.7K~44.4K	右	豊田市荒井町~平戸橋町	2,700	A	堤防高不足
3	矢作川	矢作川	70.6K+100m~ 71.2K+100m	右	豊田市下切町 (日の出橋上流60mから上流へ)	600	C	堤防高不足
4	矢作川	籠川	0.0K~ 0.5K	右	豊田市荒井町 (矢作川合流点から名鉄三河線鉄道橋まで)	500	C	堤防高不足
5	矢作川	巴川	3.1K+50m~ 3.4K+50m	右	豊田市岩倉町山ノ内 (神明橋上流150mから上流へ)	300	C	堤防高不足
6	矢作川	巴川	5.0K+70m~ 5.2K+70m	右	豊田市岩倉町平子 (港橋下流100mから下流へ)	200	C	堤防高不足
7	矢作川	家下川	4.4K~ 4.5K	左右	豊田市鶯鴨町葭池 (明治用水下)	1箇所	A	疎通能力不足
8	矢作川	加茂川	1.2K+20m	右	豊田市広川町6丁目	1箇所	B	漏水実績
9	矢作川	阿摺川	0.1K~ 0.7K	左	豊田市月原町 (矢作川合流点から100m上流)	600	B	堤防高不足
10	矢作川	阿摺川	0.1K~ 0.7K	右	豊田市月原町 (矢作川合流点から100m上流)	600	B	堤防高不足
11	矢作川	安永川	0.7K~ 2.4K	左	豊田市平和町~秋葉町	1,730	A	水衝部護岸老朽
12	矢作川	安永川	0.7K~ 2.4K	右	豊田市平和町~秋葉町	1,730	A	水衝部護岸老朽

62	矢作川	工作物	左右	34.6K+30m	豊田市室町	1箇所	B	河道の流下能力不足(水源橋)
63	矢作川	工作物	左右	38.2K+20m	豊田市野見町	10	要	堤防開口部

## (2) 愛知県管理区間

番号	水系名	河川名	位置	左右岸別	地名	延長(m)	重要度	理由
1	矢作川	矢作川	41.7K~44.4K	左	豊田市川田町~扶桑町	2,700	A	堤防高不足
2	矢作川	矢作川	41.7K~44.4K	右	豊田市荒井町~平戸橋町	2,700	A	堤防高不足
3	矢作川	矢作川	70.6K+100m~ 71.2K+100m	右	豊田市下切町 (日の出橋下流60mから上流へ)	600	C	堤防高不足
4	矢作川	籠川	0.0K~ 0.5K	右	豊田市荒井町 (矢作川合流点から名鉄三河線鉄道橋まで)	500	C	堤防高不足
5	矢作川	巴川	3.1K+50m~ 3.4K+50m	右	豊田市岩倉町山ノ内 (神明橋上流150mから上流へ)	300	C	堤防高不足
6	矢作川	巴川	5.0K+70m~ 5.2K+70m	右	豊田市岩倉町平子 (港橋下流100mから下流へ)	200	C	堤防高不足
7	矢作川	家下川	4.4K~ 4.5K	左右	豊田市鶯鴨町葭池 (明治用水下)	1箇所	A	疎通能力不足
8	矢作川	阿摺川	0.1K~ 0.7K	左	豊田市月原町 (矢作川合流点から100m上流)	600	B	堤防高不足
9	矢作川	阿摺川	0.1K~ 0.7K	右	豊田市月原町 (矢作川合流点から100m上流)	600	B	堤防高不足
10	矢作川	安永川	0.7K~ 2.4K	左	豊田市平和町~秋葉町	1,730	A	水衝部護岸老朽
11	矢作川	安永川	0.7K~ 2.4K	右	豊田市平和町~秋葉町	1,730	A	水衝部護岸老朽
12	猿渡川	猿渡川	16.0K+50m~ 16.1K	右	豊田市大成町 (けやき橋下流400m)	50	B	漏水 実績

13	猿渡川	猿渡川	16.0K+50m~ 16.1K	右	豊田市大成町 (けやき橋下流400 m)	50	B	漏水 実績
14	境川	逢妻 女川	5.6K~ 6.2K	左	豊田市堤町蔵下~堤町 下町 (伊勢堤橋から下流)	600	B	堤防高 不足
		計	14箇所			12,310		

	計	12箇所			11,710	
--	---	------	--	--	--------	--

## 第6章 水防に関連する予報・警報

### 第1節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準

#### 29 1 気象及び洪水についての予報・警報（名古屋地方気象台発表）

水防に関連する気象、高潮及び洪水の警報・注意報は、「注意報」は大雨等の気象現象により災害が起こるおそれのあるとき、「警報」は重大な災害が起こるおそれのあるとき、「特別警報」は重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に名古屋地方気象台から発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫等については、実際に危険度が高まっている場所が「（追加）危険度分布 （追加）」等で発表される。さらに、現象の予告的情報や補完的情報等として気象情報が発表されることがある。

(略)

#### (4) 洪水警報

河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の（追加）避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。

#### (5) 大雨特別警報

大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に

## 第6章 水防に関連する予報・警報

### 第1節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準

#### 1 気象及び洪水についての予報・警報（名古屋地方気象台発表）

水防に関連する気象、高潮及び洪水の警報・注意報は、「注意報」は大雨等の気象現象により災害が起こるおそれのあるとき、「警報」は重大な災害が起こるおそれのあるとき、「特別警報」は重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に名古屋地方気象台から発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（警報の危険度分布）」等で発表される。さらに、現象の予告的情報や補完的情報等として気象情報が発表されることがある。

(略)

#### (4) 洪水警報

河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。

#### (5) 大雨特別警報

大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂

表記  
の整  
理

表記  
の整  
理

警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当する。

30 (6) 気象情報（気象庁発表）

ア 「全般気象情報、東海地方気象情報、愛知県気象情報」

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

（追加）

イ 「記録的短時間大雨情報」（気象庁発表）

愛知県内で、大雨警報発表中に（追加）数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（追加）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、（追加）警報の危険度分布で確認する必要がある。（追加）発表基準は、1時間雨量100mm （追加）である。

ウ 「土砂災害警戒情報」（愛知県・名古屋地方気象台共同発表）

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生し

災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当する。

(6) 気象情報（気象庁発表）

ア 「全般気象情報、東海地方気象情報、愛知県気象情報」

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

大雨による災害発生の危険度が高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する愛知県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

イ 「記録的短時間大雨情報」（気象庁発表）

愛知県内で、大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な（削除）雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、「キキクル（警報の危険度分布）」で確認する必要がある。愛知県の雨量による発表基準は、1時間雨量100mm以上の降水が観測又は解析されたときである。

ウ 「土砂災害警戒情報」（愛知県・名古屋地方気象台共同発表）

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がい

表記  
の整  
理

てもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示等の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。なお、危険度が高まっている詳細な領域について(追加)大雨警報(土砂災害)の危険度分布で確認することができる。(追加)避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

(略)

3 1 (7) (追加) 大雨警報・洪水警報の危険度分布 (追加)

種類	概要
(追加) 大雨警報(土砂災害)の危険度分布(追加)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まり(追加)を、地図上で1km四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫)：(追加)避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」(赤)：高齢者等の(追加)避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、(追加)自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
(追加) 大雨警報(浸水害)の危険度分布(追加)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まり(追加)を、地図上で1km四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まる

つ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示(削除)の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。なお、危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

(略)

(7) キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」(うす紫)(削除)：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの

	かを面的に確認することができる。	分布)	表面雨量指数の予測値を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
(追加) 洪水警報の危険度分布 (追加)		洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）：<u>危険な場所から</u>避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等<u>は危険な場所から</u>の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。</li> </ul>

※極めて危険（濃い紫）：警戒レベル 5 緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

(略)

3 2

「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下の表に記載する。

- ・大雨特別警報（警戒レベル 5 相当）の指標  
確率値を用いた場合（浸水害）

- ① 又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続けると予想される地域の中で、(追加) 危険度分布 (追加) で 5 段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報（浸水害）※1を発表す

(略)

「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下の表に記載する。

- ・大雨特別警報（警戒レベル 5 相当）の指標  
確率値を用いた場合（浸水害）

- ① 又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続けると予想される地域の中で、浸水キキクル（危険度分布）又は洪水キキクル（危険度分布）で 5 段階のうち最大の危険度が出

る。

①	48 時間降水量及び土壌雨量指数 <sup>※2</sup> において、50 年に一度の値以上となった5km格子が、共に50 格子以上まとまって出現
②	3 時間降水量及び土壌雨量指数 <sup>※2</sup> において、50 年に一度の値以上となった5km格子が、共に10 格子以上まとまって出現（ただし、3 時間降水量が150mm <sup>※3</sup> 以上となった格子のみをカウント対象とする）

指数を用いた場合（土砂災害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数<sup>※2</sup>の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1 km 格子が概ね10 格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨<sup>※4</sup>がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。

※1 当該地域の中で、大雨警報(浸水害)の危険度分布又は、洪水警報の危険度分布において最大危険度が出現している市町村等には大雨特別警報(浸水害)を発表。

※2 土壌雨量指数：降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを数値化したもの。

※3 3 時間降水量150mm：1 時間50mm の雨(滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨)が3 時間続くことに相当。

※4 (追加) 1 時間に概ね30 ミリ以上の雨。

現している市町村等に大雨特別警報（浸水害）(削除) を発表する。

①	48 時間降水量及び土壌雨量指数 <sup>※1</sup> において、50 年に一度の値以上となった5km格子が、共に50 格子以上まとまって出現
②	3 時間降水量及び土壌雨量指数 <sup>※1</sup> において、50 年に一度の値以上となった5km格子が、共に10 格子以上まとまって出現（ただし、3 時間降水量が150mm <sup>※2</sup> 以上となった格子のみをカウント対象とする）

指数を用いた場合（土砂災害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数<sup>※1</sup>の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1 km 格子が概ね10 格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨<sup>※3</sup>がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。

(削除)

※1 土壌雨量指数：降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを数値化したもの。

※2 3 時間降水量150mm：1 時間50mm の雨(滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨)が3 時間続くことに相当。

※3 激しい雨：1 時間に概ね30mm以上の雨。

別表1 大雨警報基準

(追加)

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準
西三河北西部	豊田市西部(※1)	19	88
西三河北東部	豊田市東部(※2)	18	132

※1 豊田市西部：豊田市東部の区域を除く

※2 豊田市東部：旭支所、足助支所、稲武支所及び下山支所管内に限る

(略)

別表3 大雨注意報基準

(追加)

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準
西三河北西部	豊田市西部(※1)	13	<u>62</u>
西三河北東部	豊田市東部(※2)	14	<u>93</u>

別表1 大雨警報基準

令和4年5月26日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準
西三河北西部	豊田市西部(※1)	19	<u>141</u>
西三河北東部	豊田市東部(※2)	18	<u>159</u>

※1 豊田市西部：豊田市東部の区域を除く

※2 豊田市東部：旭支所、足助支所、稲武支所及び下山支所管内に限る

(略)

別表3 大雨注意報基準

令和4年5月26日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準
西三河北西部	豊田市西部(※1)	13	<u>95</u>
西三河北東部	豊田市東部(※2)	14	<u>108</u>

## 第6章 水防に関する予報・警報

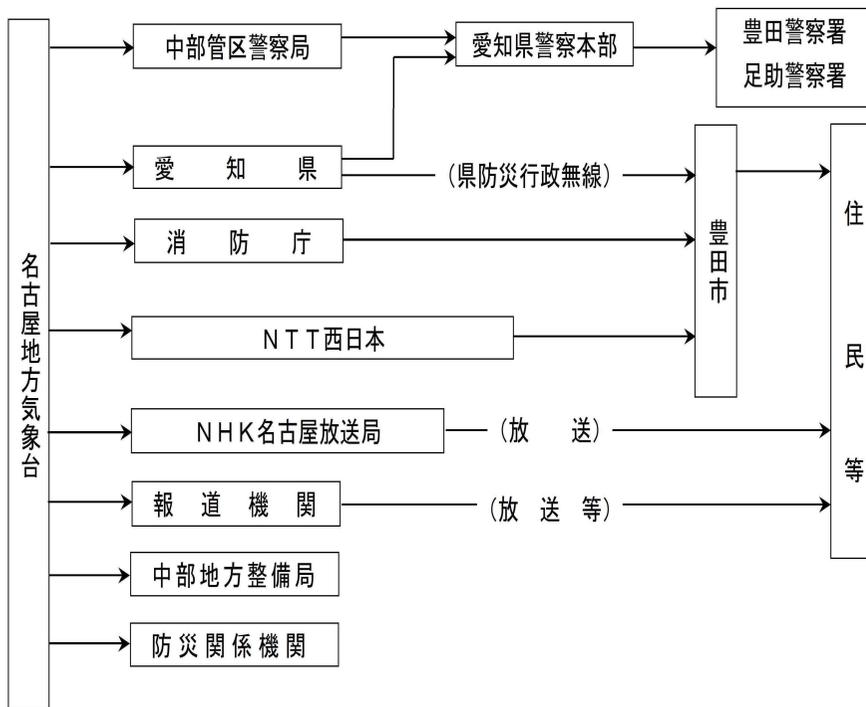
## 第2節 水防に関する予報・警報の伝達

(略)

## 第6章 水防に関する予報・警報

## 第2節 水防に関する予報・警報の伝達

発表  
基準  
の  
更

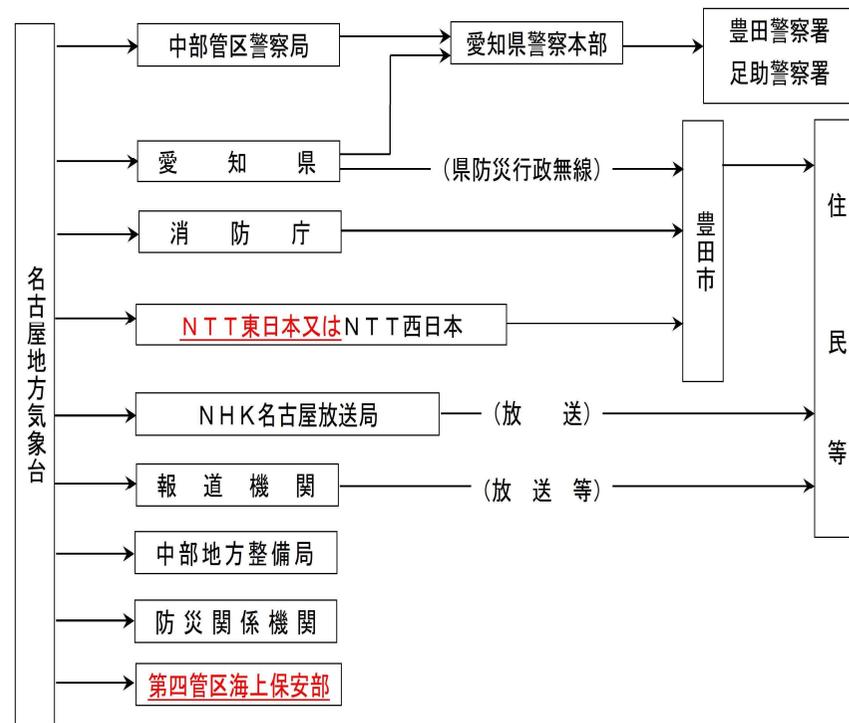


(略)

(注) ①伝達方法

名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。

② (追加) NTT西日本には、警報についてのみ伝達を行う。



(略)

(注) ①伝達方法

名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。

② NTT東日本又は NTT西日本には、警報についてのみ伝達を行う。

第8章 洪水予報

第4節 洪水予報の種類等と発表基準

39

1 木曽川、長良川、庄内川、矢作川、豊川及び豊川放水路

種類	情報名	発表基準
「洪水警報」	「氾濫発生情報」	・氾濫が発生したとき

第8章 洪水予報

第1節 洪水予報の種類等と発表基準

1 木曽川、長良川、庄内川、矢作川、豊川及び豊川放水路

種類	情報名	発表基準
「洪水警報」	「氾濫発生情報」	・氾濫が発生したとき

洪水予報等の

「発表」又は「洪水警報」	【警戒レベル5相当情報（洪水）】	・氾濫が継続しているとき
「洪水警報」	「氾濫危険情報」 【警戒レベル4相当情報（洪水）】	・（追加） ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」 【警戒レベル3相当情報（洪水）】	・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」 【警戒レベル2相当情報（洪水）】	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

## 2 新川、天白川、日光川、境川及び逢妻川

種類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」 【警戒レベル5相当情報（洪水）】	・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」 【警戒レベル4相当情報（洪水）】	・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき

「発表」又は「洪水警報」	【警戒レベル5相当情報（洪水）】	・氾濫が継続しているとき
「洪水警報」	「氾濫危険情報」 【警戒レベル4相当情報（洪水）】	・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」 【警戒レベル3相当情報（洪水）】	・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」 【警戒レベル2相当情報（洪水）】	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

## 2 新川、天白川、日光川、境川及び逢妻川

種類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」 【警戒レベル5相当情報（洪水）】	・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」 【警戒レベル4相当情報（洪水）】	・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき

運用  
見直し  
に伴う  
変更

	(洪水)】	
	「氾濫警戒情報」 【警戒レベル3相当情報 (洪水)】	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ <b>避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</b> ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報 (発表)」又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」 【警戒レベル2相当情報 (洪水)】	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報 (警報解除)」	「氾濫注意情報 (警戒情報解除)」	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報 解除」	「氾濫注意情報解除」	・ <b>(追加)</b> 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

## 第9章 水位情報の周知

### 第1節 意義

43 国土交通大臣**または**知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、洪水時特別警戒水位等を定め、当該河川の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達したときには、その旨を関係者（知事、水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させるもの。（法13条第1項・第2項・第3項）

## 第10章 水防活動

	「氾濫警戒情報」 【警戒レベル3相当情報 (洪水)】	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ <b>(削除)</b> ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報 (発表)」又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」 【警戒レベル2相当情報 (洪水)】	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報 (警報解除)」	「氾濫注意情報 (警戒情報解除)」	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報 解除」	「氾濫注意情報解除」	・ <b>氾濫発生情報</b> 、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

## 第9章 水位情報の周知

### 第1節 意義

国土交通大臣**又は**知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、洪水時特別警戒水位等を定め、当該河川の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達したときには、その旨を関係者（知事、水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させるもの。（法13条第1項・第2項・第3項）

## 第10章 水防活動

表記の整理

第1節 気象の観測

47 (略)  
(4) 危機管理型水位計

(略)

〔水位計 173基〕 (令和3年4月1日現在)

イ 水位計一覧

No.	所管	水系名	河川名	設置個所	市町村
126	豊田加茂	矢作川	矢作川	平戸橋	豊田市
127				新富国橋	
128			家下川	家下1号橋	
129			足助川	足助新橋	
130			安永川	吉森橋	
131			加茂川	京ヶ峰橋	
132			市木川	市木川大橋	
133			伊保川	新篠原橋	
134			飯野川	飯野新橋	
135			巴川	滝穂橋	
136			田代川	諸屋橋	
137			黒野川	武節町橋	
138			籠川	東梅坪橋	
139		境川	逢妻男川	駅前橋	
140				逢妻女川	
141				千足橋	
142				豊越橋	

第1節 気象の観測

(略)  
(4) 危機管理型水位計

(略)

〔水位計 180基〕 (令和4年4月1日現在)

イ 水位計一覧

No.	所管	水系名	河川名	設置個所	市町村
<u>133</u>	豊田加茂	矢作川	矢作川	平戸橋	豊田市
<u>134</u>				新富国橋	
<u>135</u>			家下川	家下1号橋	
<u>136</u>			足助川	足助新橋	
<u>137</u>			安永川	吉森橋	
<u>138</u>			加茂川	京ヶ峰橋	
<u>139</u>			市木川	市木川大橋	
<u>140</u>			伊保川	新篠原橋	
<u>141</u>			飯野川	飯野新橋	
<u>142</u>			巴川	滝穂橋	
<u>143</u>			田代川	諸屋橋	
<u>144</u>			黒野川	武節町橋	
<u>145</u>			籠川	東梅坪橋	
<u>146</u>		境川	逢妻男川	駅前橋	
<u>147</u>				逢妻女川	
<u>148</u>				千足橋	
<u>149</u>				豊越橋	

危機管理型水位計の追加

第11章 応援協力		第11章 応援協力
第1節 洪水予報連絡会		第1節 洪水予報連絡会
61	<p>愛知県は、中部地方整備局、名古屋地方気象台、関係隣接県、関係市町村及び関係諸団体に結成された木曽川洪水予報連絡会、庄内川洪水予報連絡会、矢作川洪水予報連絡会、豊川・豊川放水路洪水予報連絡会を通じ、中部地方整備局管内河川事務所と名古屋地方気象台が共同して発表する木曽川（中流・下流）洪水予報、長良川（下流）洪水予報、庄内川及び矢田川洪水予報、矢作川洪水予報及び豊川・豊川放水路洪水予報に必要な雨量、水位、流量の観測及び通報に協力し、各県の水害の軽減に努めるものとする。</p> <p>新川、天白川、日光川及び境川・逢妻川については洪水予報連絡会に準じて担当者会議を設置している。</p>	<p>愛知県は、中部地方整備局、名古屋地方気象台、関係隣接県、関係市町村及び関係諸団体に結成された木曽川洪水予報連絡会、庄内川洪水予報連絡会、矢作川洪水予報連絡会、豊川・豊川放水路洪水予報連絡会を通じ、中部地方整備局管内河川事務所と名古屋地方気象台が共同して発表する木曽川（中流・下流）洪水予報、長良川（下流）洪水予報、庄内川（削除）洪水予報、矢作川洪水予報及び豊川・豊川放水路洪水予報に必要な雨量、水位、流量の観測及び通報に協力し、各県の水害の軽減に努めるものとする。</p> <p>新川、天白川、日光川及び境川・逢妻川については洪水予報連絡会に準じて担当者会議を設置している。</p>

表記  
の  
整  
理